

設立認証申請

特定非営利活動法人縦覧用書類
(令和6年6月14日受付分)

特定非営利活動法人
日本パラファンク協会

縦覧期間

令和6年6月14日(金)から
令和6年6月28日(金)まで

特定非営利活動法人日本パラファンク協会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人日本パラファンク協会と称し、英文では Japan Parafunk Association という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所及びその他の事務所を兵庫県加西市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、専ら日常看護や介護が必要である重度障がい者及びその家族も等しく社会に参画できるユニバーサルデザインの社会づくりについて、インクルーシブアートの代表的存在としてパラファンクを顕在化させ、それを基軸に、ユニバーサル及びインクルーシブアートの創造とコンテンツ化、それに伴うネットワーク化推進を図ることでユニバーサル社会づくりに貢献することを目的とするものとする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動

(事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) アートを通じた障がい者の社会参画推進事業
- (2) アートを通じた障がい者及び家族や支援者等のネットワーク運営事業
- (3) パラファンク及びインクルーシブアートに関する創出及びPR事業
- (4) その他、当法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(会員の種類)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、賛助の意思をもつ個人及び団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、代表理事が別に定める入会申込書により、代表理事に申し込むものとし、代表理事は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 代表理事は、前項のもの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、理事会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して2年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、退会しようとするときは、その旨を文書で代表理事に提出して任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次のいずれかに該当するときは、総会において正会員総数4分の3以上の同意により会員を除名することができる。この場合、その会員に対し、議決前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 法令、定款に違反したとき。
- (2) この法人の名誉をき損し、設立の趣旨に反し、又は秩序を乱す行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第12条 既に納入した入会金、会費及びその他の抛出金品は、これを返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上
 - (2) 監事 1人以上
- 2 理事のうち、1人を代表理事、1人を副代表理事とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は総会において選任する

- 2 代表理事及び副代表理事は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて

含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 代表理事は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 副代表理事は、代表理事を補佐し、代表理事に事故あるとき又は代表理事が欠けたときは、その職務を代行する。

3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

4 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況若しくはこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、又は理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、任期満了前に、就任後2事業年度が終了した後の総会において後任の役員が選任された場合には、当該総会が終結するまでを任期とし、また、任期満了後後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。

3 補欠のため、又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第19条 役員には報酬を与えることができる。ただし、役員のうち報酬を受ける者の数が役員総数の3分の1以下でなければならない。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

(職員)

第20条 この法人に、事務局長その他の職員を置くことができる。

2 事務局長その他職員は、代表理事が任免する。

第5章 総会

(種別)

第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第22条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第23条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 役員を選任又は解任、報酬
- (5) 会員の除名
- (6) その他、理事会が総会に付すべき事項として議決した事項

(開催)

第24条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第4項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第25条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、代表理事が招集する。

2 代表理事は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第26条 総会の議長は、その総会において出席した正会員の中から選任する。

(定足数)

第 27 条 総会は、正会員総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第 28 条 総会における議決事項は、第 25 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要し、かつ出席した正会員の 2 分の 1 以上の同意があれば、その事項について議決を行うことができる。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事又は社員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面又はファクシミリ、電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなすことができる。

(表決権等)

第 29 条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面、ファクシミリ、もしくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、第 27 条、前条第 2 項、次条第 1 項第 2 号及び第 49 条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第 30 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員の現在数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者、電磁的方法又はファクシミリによる表決者にあつてはその旨を付記すること。）

(3) 議長の選任に関する事項

(4) 審議事項

(5) 議事の経過の概要及び議決の結果

(6) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名・押印又は記名・押印しなければならない。

3 前 2 項の規定にかかわらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことによって、総会の決議があつたとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 総会の決議があつたものとみなされた事項の内容

(2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称

(3) 総会の決議があつたものとみなされた日

(4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第 6 章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第32条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) 事業計画及び予算並びにその変更
- (4) 事業報告及び決算
- (5) 入会金及び会費の額
- (6) 借入金その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (7) 事務局の組織及び運営
- (8) 理事の職務
- (9) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(開催)

第33条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 代表理事が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の2分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面または電磁的方法をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第34条 理事会は、代表理事が招集する。

- 2 代表理事は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第35条 理事会の議長は代表理事がこれに当たる。

(定足数)

第36条 理事会は、理事総数の過半数の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第37条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第38条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について、書面、ファクシミリ、電子的方法によって表決することができる。

- 3 前項の規定により、第 36 条及び次条第 1 項第 2 号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第 39 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事現在数、出席者数及び出席者氏名（書面及び、電磁的方法又はファクシミリによる表決者にあつてはその旨を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名・押印又は記名・押印しなければならない。

(顧問及び相談役)

第 40 条 この法人は顧問及び相談役を置くことができる。

- 2 顧問、相談役は、理事会の推薦により代表理事が委嘱する。
- 3 顧問、相談役に関する必要な事項は、理事会の議決を経て代表理事が定める。
- 4 顧問、相談役は理事会における議決権を有しない。

第 7 章 資産及び会計等

(資産の構成)

第 41 条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 事業に伴う収益
- (5) 資産から生じる収益
- (6) その他の収益

(資産の管理)

第 42 条 この法人の資産は、代表理事が管理し、その方法は、総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

(会計の原則)

第 43 条 この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(事業年度)

第 44 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(事業計画及び予算)

第45条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、代表理事が作成し、理事会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第46条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない事由により予算が成立しないときは、予算成立までは、前事業年度の予算に準じ執行することができる。

2 前項の規定による執行は、新たに成立した予算に基づくものとみなす。

(予算の追加及び更正)

第47条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第48条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、代表理事が作成し、監事の監査を受け、理事会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第49条 この定款を変更しようとするときは、総会において出席した正会員の4分の3以上の議決を経、かつ、法第25条第3項に定める以下の事項に係る定款の変更の場合、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁の変更を伴うものに限る）
- (5) 社員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項（役員の定数に係るものを除く）
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合には、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき者に係るものに限る）
- (10) 定款の変更に関する事項

(解散)

第50条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併

(5) 破産手続開始の決定

(6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由により解散する場合は、正会員総数4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第51条 この法人が解散(合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。)したとき残存する財産は、
法第11条第3項に掲げる者のうち解散総会において選定した法人等に譲渡するものとする。

(合併)

第52条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、
かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告

(公告の方法)

第53条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、
貸借対照表の公告については、当法人の主たる事務所の掲示場に掲載して行う。

第10章 雑則

(施行細則)

第54条 この定款の施行について必要な事項は、理事会の議決を経て代表理事がこれを定める。

附 則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。

代表理事 金志真之

副代表理事 菊田順一

理事 阿部裕彦

監事 藤川百合子

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から令和8年4
月19日までとする。

4 この法人の設立当初の事業計画及び予算は、この定款の規定にかかわらず、設立総会の定めるところ
によるものとする。

5 この法人の設立当初の事業年度は、この定款の規定にかかわらず、成立の日から令和7年3月31
日までとする。

6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 正会員	個人	団体
① 入会金	0円	0円
② 年会費	0円	0円

(2) 賛助会員

- ① 入会金 3,000円
- ② 年会費 一口3,000円 一口10,000円

設立趣旨書

1 趣旨

障がい者に関わる有志が令和4年11月1日に集まって任意団体日本パラアート協会を立ち上げ、行政や大学、市民団体とともに連携して、障がい者と健常者がともにアートの世界で融合する空間づくりを進め、以ってユニバーサルデザインの社会づくりを進めてまいりました。

この度、これまで連携してきた兵庫県福崎町とのパートナーシップ連携を強固にするため法人格取得を勧められました。

それを受け、さらには、地域社会に対して継続性と安定性のあるユニバーサル事業の実施するために、日本パラアート協会の役員を中心としたメンバーが集まり、協議を重ねた結果、特定非営利活動法人の法人格を取得して、社会において多くの人々が参画し、非営利目的な活動を行う第三セクターとして確立した母体を形成し、行政や民間の橋渡し、並びに、官民それぞれのセクターでは手の届かない範囲において、有用な事業を実施して、我々や多くの人々の目指すユニバーサル社会に貢献することができるということで意見が一致したため、本法人の設立に至りました。

また、法人格を取得するに至り、障がい者と健常者を繋ぐ、アートツールを「パラファンク」として定義づけ、このパラファンクの発掘や拡充をすすめ、新しい価値としてこのパラファンクを社会に浸透させることで、障がい者と健常者が同じフィールドで時間や価値観を共有できる包摂的ユニバーサル価値を可視化し、それらの価値を社会全体に共感波及させ、もって包摂的ユニバーサル社会づくりに寄与することを目的とし、それにあわせて、団体名を日本パラファンク協会とすることになりました。

2 申請に至るまでの経過

令和4年11月 任意団体「日本パラアート協会」発足

地元を中心に地域活性化事業を実施

令和6年2月18日 特定非営利活動法人化に向けて有志により日本パラファンク協会を設立

令和6年3月1日 任意団体「日本パラファンク協会」発足、特定非営利法人設立検討

令和6年4月19日 同法人設立総会を開催

令和6年4月19日

特定非営利活動法人 日本パラファンク協会

設立代表者

氏名 金 志 真 之

令和6年度事業計画書

特定非営利活動法人 日本パラファンク協会

1 事業実施の方針

本年度はNPO 法人設立のための準備期間として障がい者や支援者、関係者のネットワークづくりや研修会などに重点を置き事業実施する。

(1) 特定非営利活動に係る事業

定款の事業名	事業内容	実施予定 日時	実施予定 場所	従事者の 予定人数	受益対象者の範 囲及び予定人数	支出見込み 額 (千円)
アートを通じた障がい者の社会参画推進事業	手話ダンス 甲子園決勝 大会の開催	9月22日	福崎町	10名	500人	900
アートを通じた障がい者及び家族や支援者等のネットワーク運営事業	家族会 オンライン 研修会	年4回	兵庫県内	3人	40人	20
パラファンク及びインクルーシブアートに関する創出及びPR事業	WEBメディアの作成と発信	随時	加西市内	2名	不特定多数	50
その他、当法人の目的を達成するために必要な事業	定款第5条1号～3号には規定されていないものの、法人として実施が必要となった事業について、定款第3条及び第4条に規定する範囲内において、単年度又は試験的に限り実施する。					

(2) 事業実施体制

会議に関する事項

- ① 通常総会 4月
- ② 理事会 年4回

(3) 事務局体制

事務局長及びスタッフ 阿部裕彦

令和7年度事業計画書

特定非営利活動法人 日本パラファンク協会

1 事業実施の方針

本年はアートを通じた障がい者の社会参画を推進するために、障がい者アート活動に関してWSを開催して障がい者アーティストの育成を行い、また、WEBメディアを基盤に情報発信事業を重点的に実施することで障がい者社会参画に寄与する。

(1) 特定非営利活動に係る事業

定款の事業名	事業内容	実施予定日時	実施予定場所	従事者の予定人数	受益対象者の範囲及び予定人数	支出見込み額(千円)
アートを通じた障がい者の社会参画推進事業	手話ダンス甲子園決勝大会の開催	9月	福崎町	10人	障がい者・健常者 500人	1,000
	障がい者ダンスワークショップ	年4階	全国	5	50人	150
	障がい者アート育成事業	随時	全国	5	30人	150
アートを通じた障がい者及び家族や支援者等のネットワーク運営事業	家族会 オンライン研修会	年4回	兵庫県内	3人	40人	20
パラファンク及びインクルーシブアートに関する創出及びPR事業	WEBメディアによる情報発信	随時	加西市内	2名	不特定多数市民	50
	SNS及びHP事業	随時	加西市内	1名	不特定多数市民	30
その他、当法人の目的を達成するために必要な事業	定款第5条1号～3号には規定されていないものの、法人として実施が必要となった事業について、定款第3条及び第4条に規定する範囲内において、単年度又は試験的に限り実施する。					

(2) 事業実施体制

会議に関する事項

- ① 通常総会 4月
- ② 理事会 年4回

(3) 事務局体制

事務局長及びスタッフ 阿部裕彦

令和6年度特定非営利活動に係る事業に関する会計収支予算書

成立の日から令和7年3月31日まで

特定非営利活動法人 日本パラファンク協会

科目	金額(単位:円)		
I 収入の部			
1 会費・入会金収入	0		
2 事業収入			
アートを通じた障がい者の社会参画推進事業	900,000		
アートを通じた障がい者及び家族や支援者等のネットワーク運営事業	0		
パラファンク及びインクルーシブアートに関する創出及びPR事業	0		
		900,000	
3 寄付金	0		
経常収入合計 (ア)			ア 900,000
II 支出の部			
1 事業費			
アートを通じた障がい者の社会参画推進事業	900,000		
アートを通じた障がい者及び家族や支援者等のネットワーク運営事業	20,000		
パラファンク及びインクルーシブアートに関する創出及びPR事業	50,000		
		970,000	
2 管理費			
通信費			
会議費	10,000	10,000	
経常支出合計 (イ)			イ 980,000
経常収支差額 (ウ)			ウ -80,000
III その他資金収入の部			(ア-イ)
1 固定資産売却収入	0		
その他資金収入合計 (エ)			エ 0
IV その他資金支出の部			
1 固定資産取得支出	0		
2 予備費	10,000	10,000	
その他資金支出合計 (オ)			オ 10,000
その他資金収支差額 (カ)			カ -10,000
当期正味財産額 (キ)			(エ-オ) キ -90,000
設立時正味財産額			(ウ+カ) ク 0
次期繰越正味財産額			ク -90,000 (キ+ク)

令和7年度特定非営利活動に係る事業に関する会計収支予算書

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

特定非営利活動法人 日本パラファンク協会

科目	金額(単位:円)		
I 収入の部			
1 会費・入会金収入	0		
賛助会員費	25,000		
2 事業収入			
アートを通じた障がい者の社会参画推進事業	1,000,000		
アートを通じた障がい者及び家族や支援者等のネットワーク運営事業	0		
パラファンク及びインクルーシブアートに関する創出及びPR事業	0		
		1,025,000	
3 寄付金	0		
経常収入合計 (ア)			ア 1,025,000
II 支出の部			
1 事業費			
アートを通じた障がい者の社会参画推進事業	1,300,000		
アートを通じた障がい者及び家族や支援者等のネットワーク運営事業	20,000		
パラファンク及びインクルーシブアートに関する創出及びPR事業	80,000		
		1,400,000	
2 管理費			
		0	
経常支出合計 (イ)			イ 1,400,000
経常収支差額 (ウ)			ウ -375,000 (ア-イ)
III その他資金収入の部			
1 固定資産売却収入	0		
その他資金収入合計 (エ)			エ 0
IV その他資金支出の部			
1 固定資産取得支出	0		
2 予備費	0		
その他資金支出合計 (オ)			オ 0
その他資金収支差額 (カ)			カ 0 (エ-オ)
当期正味財産増減額 (キ)			キ -375,000 (ウ+カ)
前期繰越正味財産額(ク)			-90,000
次期繰越正味財産額			-465,000 (キ+ク)